

## しまくとぅば普及促進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 しまくとぅば普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、各地域でしまくとぅばの普及推進に取り組む団体等の自主的な活動を支援することにより、沖縄文化の基層であるしまくとぅばの継承・発展を図ることを目的とする。

### (補助上限額及び補助率等)

第3条 知事が交付する補助金の額は、100万円を上限とし、補助対象経費の10分の8以内の額を予算の範囲内において交付する。

2 補助対象経費は別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、事業開始の前までに、補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請を受けたときはその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

### (補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第6条 補助事業者は、経費の配分または補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更をする場合はこの限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第8条 補助事業者は、補助事業等予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（第4号様式）により、知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の申請の取下げをすることは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、交付申請取下げ書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは、遂行状況報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は補助事業の完了後においても知事の指示があるときは、補助事業にかかる効果等について報告しなければならない。

(立入検査)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、当該補助事業を行う者若しくはこれらの者であった者に対し、当該補助事業に係る物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問し、若しくは当該補助事業を行う事業者若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは第7条の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して20日以内又は交付決定を受けた会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、実績報告（第7号様式）及び添付書類を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その変更された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第8号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとする場合は、補助金概算払い請求書（第9号様式）又は補助金精算払い請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、第7条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5条の決定の内容（第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助対象事業等以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助対象事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(産業財産権に関する届出)

第17条 補助事業者は、補助事業に基づく発明又は考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の収益納付)

- 第18条 補助事業者は、補助対象事業実施中及び終了後一定期間内に、補助対象事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定等により収益があったときは、収益状況報告書（様式第12号）の収益状況報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認めるときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。
- 3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月3日から施行し、平成28年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成29年4月10日から施行し、平成29年度予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

対象経費		補助率	軽微な変更
経費区分	内容		
人件費	職員人件費 (手当は除く)	対象経費 の80% 以内	1 補助対象経費の 合計額の20%以内 の変更  2 補助目的に影響 を及ぼさず、かつ事 業効果を下げないこ と
事業費	賃金 (イベント開催のための一時的なもの) 報償費  旅費  需用費  役務費  委託料  使用料及び賃借料		

※補助対象事業の実施に伴う収入があった場合は、補助対象経費から収入額(税抜)を控除した額と、補助対象経費に補助率を乗じた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※消費税及び地方消費税、振込手数料等は補助対象外経費とする。